令和8年度　第2回浜松市環境影響評価審査会　会議録

1　開催日時　　令和8年10月16日（金）　午後1時30分から午後2時27分

2　開催場所　　浜松市役所鴨江分庁舎　2階会議室
※本会議は集合方式及びWEB会議方式の併用にて開催した。WEB会議出席者は「3出席状況」のとおり。

3　出席状況

審査会委員

出欠	役職	氏　　名	所属	参加方法
○		礒村　克郎	名古屋葵大学　教授	WEB
○		江草　智弘	静岡大学農学部　助教	WEB
○	会長	太田　隆之	静岡大学人文社会科学部　教授	WEB
○		岡島　いづみ	静岡大学工学部　准教授	WEB
○		笠井　敦	静岡大学農学部　准教授	会場
○		川嶋　尚正	静岡県自然環境保護調査委員会　淡水魚部会長	WEB
○		北村　亘	東京都市大学環境学部　教授	WEB
○		小南　陽亮	静岡大学教育学部　教授	WEB
○		坂田　昌弘	静岡県立大学　名誉教授	WEB
○	副会長	佐野　泰之	愛知工業大学工学部　教授	WEB
－		島﨑　康弘	豊橋技術科学大学都市・建築システム学系　准教授	－
○		寺田　一美	東海大学建築都市学部　准教授	WEB
○		栁川　晴彦	遠州自然研究会　副会長	会場

事務局

環境政策課	鈴木環境部次長（環境政策課長）、川合課長補佐、稲葉副主幹、村瀬主任、太田主任

説明者

環境政策課	村瀬主任

4　傍聴者　　0名

5　議事内容
・浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）　環境影響評価準備書について

6　会議録作成者　　環境政策課企画調整グループ　太田

7　記録の方法　　発言者の要点記録

8　会議資料　　有

１．開会

事務局　　≪挨拶≫

２．会議の公開、会議の成立について

事務局　　≪会議の成立確認≫
≪新規選任委員の紹介≫
・笠井委員
・栁川委員

笠井委員　　≪挨拶≫

栁川委員　　≪挨拶≫

事務局　　≪資料の確認≫
≪WEB 会議における注意事項説明≫
≪会議の公開について確認≫
はじめに、会議及び会議録の公開についてお諮りする。本日の会議は原則公開とするがよいか。

委員　　（異議なし）

事務局　　了承いただいたので、本日の会議は公開とする。

それでは、次第の２の議事に入る。議事進行については浜松市環境影響評価条例第 60 条第 1 項の規定により、太田会長にお願いする。

３．議事　浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）　環境影響評価準備書について

太田会長　　それでは、浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価準備書について、事務局から説明をお願いする。

事務局　　≪準備書のあらまし、資料 1、資料 2 に基づき説明≫

太田会長　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いする。

佐野委員　　資料 2、Ⅱ　個別事項、１　大気環境について、2 点伺う。
1 点目、今回の表題が大気環境となっているが、参考資料 1 の個別事項の表題は大気質、騒音・振動となっていた。変更したのはどういうことか。
2 点目、懸念される影響として、工事中は粉じん、騒音及び振動が挙げられている一方、供用後は騒音のみとなっている。供用後の自動車走行による影響は騒音だけでなく振動についても問題になる可能性は十分あると考えている。また、高架橋梁部付近では低周波音の影響もあるので、可能であれば、供用後の自動車走行に係る騒音に伴いの部分について、騒音だけでなく、振動と低周波音も盛り込むように変更していただきたい。

事務局　　1 点目、参考資料 1 の方法書の市長意見では、大気質、騒音振動となっていた。今回の資料 2 の準備書の市長意見では、その上位のカテゴリーとして大気環境としており、

この中に、大気質、騒音、振動その他が入っている。
2点目、準備書の13章の9ページに環境影響評価の騒音に関する総合的な評価が記載されており、騒音の予測結果は一部で騒音に係る環境基準を超過するとされている。その他の粉じん、振動等についても、基準を超える可能性があると都市計画決定権者自らが予測しているものについて、基本的には市長意見として記載するという線引きをした。ただし、前回の審査会において佐野委員から振動についても影響があるのではないかというご意見をいただいたため、都市計画決定権者からは基準を超過しないという予測が出ている工事中の振動についても、市長意見に記載している。

佐野委員　　振動には環境基準がなく、騒音の要請限度に相当するものが規制基準的な値になっているため、規制基準以下でも苦情は出てくる可能性がある。また、高架道路については低周波音の影響が考えられる。よって、供用後について振動と低周波音を盛り込んだ方がよい。

事務局　　いただいたご意見について、検討する。

坂田委員　　市長意見は非常に簡略化されているという印象をもった。もう少し具体的に記載した方がよいと感じる。
個別事項の２　水環境について、参考資料2の、ウィンドパーク天竜風力発電所の水質の項目には詳しく具体的な記載があるので、今回の市長意見ももう少し具体的に記載した方がよいのではないか。
土地の改変、地形の変形について記載がないのはどうしてか。
昨今は気象の変化によって豪雨災害が発生している。道路を建設中に発生する濁水、洪水等への対応が必要ではないか。
廃棄物について、前回、建設発生土の再利用について、穴に充填材として利用するという説明があった。これについてもう少し詳しく記載した方がいいのではないか。
また、建設発生土を利用した場合に、土砂崩れ等の問題が起こる懸念があれば記載した方がいいのではないか。

事務局　　いただいたご意見を参考として、検討する。

江草委員　　坂田先生の意見と同意見だが、水環境に関して資料1では、事業実施段階において事業者がため池や取水施設の水利用状況を詳細に把握するという点がかなり強調されているので、少なくともそれに関しては、市長意見に盛り込んでいただきたい。
資料1には、かなり具体的な水質保全対策が書かれている。全部そのままとまではいわないが、資料1の内容を資料2の方にも記載した方がよいと考える。

事務局　　第1回の審査会で江草委員からは、農業用の利水状況について調べた方がいいというご意見があったので、今回の見解書を見ながら、この部分をもう少し検討する。

礒村委員　　県の環境影響評価審査会の関係で、先日の8月19日に現地視察を行った。その中で景観に関して、視点場の設定について考えたことがある。
評価の中では、スカイラインをきっていないので大丈夫であるとか、主に遠景について良い評価になっているが、景観の中には遠景・中景・近景とある。近景からの観点が少ないと感じる。
実際に現地を見て、ここにあの高架構造物が通るという説明を聞いた時に、中景・近景についてももっと考慮すべきではないかという思いを強くした。県の方にも同様な意見を述べたので、この段階で市の方にも同じように述べた方がいいと考えた。

市長の意見の案には、景観に関して、色彩や形態への配慮が記載されているが、物体そのものだけでなく、例えば遠景・中景・近景からの視点場に配慮するとか、もう少し突っ込んだ表現があってもよいと考える。

事務局　いただいたご意見について、検討する。

小南委員　資料1について、反対や懸念される意見が多くて心配になる。例えば1-2はかなり強く反対しているようだ。反対や懸念の内容が明確なものと不明確なものがあるので、全般的な反対意見の内容と、基本的な対応方針を今一度説明をお願いしたい。

事務局　資料1の意見概要については、主に水質への影響と、騒音振動への影響を懸念される声が大部分を占めているという印象である。
それに対する都市計画決定権者の見解としては、事業実施段階において、環境影響の回避、低減策等を検討していくという内容が多いという印象である。

小南委員　様々なことを懸念する意見がある中で、全般的に計画通りに進めたいという見解に見えるが、そういったことでよろしいか。

事務局　そのように受け取っている。

小南委員　何が何でも計画通りということではなくて、かなり強い調子の反対意見があるので、場合によっては、計画を部分的に見直す等の対応についても、選択肢から除かずに十分に対応していただきたい。
資料1の1-2は、なぜ反対しているのかわからない。差し支えなければ、わかる範囲で教えていただきたい。

事務局　資料1の1-2については、湖西市区間の自治会からの意見であるため、把握できていない。

寺田委員　資料1では、利水の状況が変わってしまうのではないかという意見が目につく。5-3では利水取水なしとなっているが、実際には利用している方がいるというところで、こういうご意見は大事だと感じる。これに対する見解では、日比沢川について事後調査対象として設定すると書かれている。この見解のとおり調査対象として進めていく、利水ありということで進めていくということか。

事務局　あらましの18ページの7、河川の部分に日比沢川のみ取水なしと記載があり、取水がない川については事後調査を行わないという予定であった。しかし、都市計画決定権者の見解書から利水状況ありと確認できたため、この日比沢川も含めて、四つの河川について事後調査の対象となると受け取っている。

寺田委員　実際にこの川についてもフォローアップされていくということか。

事務局　準備書の後に評価書が作成される際には、こちらも事後調査の対象として含まれてくるものと思われる。

太田会長　資料2、準備書に対する市長意見案に対して、多くのご指摘をいただき感謝申し上げる。資料の1および2について、質疑応答はこれまでとする。
市長意見については、本日の審議内容を参考に、特に水や騒音振動についてご指摘が

あった部分については少し検討をいただきたいと考えるが、よろしいか。

事務局　　いただいたご意見、ご指摘について、事務局で検討する。

太田会長　　市長意見案については、いただいたご指摘や、ご意見を参考にしながら、最終調整は事務局におまかせするということで、進めていきたいと考えるが、委員の皆様いかがか。

委員　　（異議なし）

太田会長　　それでは、以上をもって議事の 2 を終了とする。

４．議事　全体を通しての質疑等

太田会長　　全体を通してご質問やご意見はいかがか。

委員　　（質問・意見なし）

太田会長　　それでは進行を事務局にお返しする。

５．閉会

事務局　　本日は長時間にわたりご審議いただくとともに、貴重なご意見いただいて感謝申し上げる。

最後に、事務局から今後の予定等についてご説明申し上げる。

事務局　　事務局から 4 点ほど事務連絡させていただく。

1 点目、追加の質問ご意見は、1 週間後の 10 月 23 日金曜日までに事務局へご連絡いただきたい。

2 点目、本日の会議録を後日送付するので、内容の確認をしていただきたい。

3 点目、市長意見案は、本日の審査を踏まえて修正し、再度確認を依頼したい。その後、事務局サイドで最終案を決定させていただく。

4 点目、環境影響評価制度に関連した法令改正について。

最近、環境影響評価制度に関連した法改正が立て続けにあり、法改正に伴って浜松市の条例についても対応が必要かどうか、検討している。

まず、委員の皆様にはどのような法改正があったかお知らせする。

主な法令改正は、記載の通りであるが、一番上について、事業者の同意を得ることでアセスの図書を継続的に公開することを可能とする法改正があった。

それから三つ目について、近年問題となっている大規模な太陽光の問題に関して、アセスの必要な規模を引き下げるという施行令の改正があった。

その他、洋上風力に関する内容、発電所の建て替え事業を対象としたアセス手続きの合理化といった内容で法改正が行われる。

浜松市条例への対応については、今後検討し、委員の皆様にはご報告させていただく。

事務局　　≪閉会≫